

令和4年度静岡県総合防災訓練 実施計画

1 目的

大規模地震等の発生を想定した総合防災訓練を全県で実施することにより、県・市町等の災害対策本部機能を強化し、防災関係機関と連携した地域の救援体制を整備する。

2 重点方針

新型コロナウイルス感染症の拡大により、2年連続で総合防災訓練が実施できなかったことから、本年度は可能な限り実施するよう努める。また、訓練では、基本に立ち返り、災害対応力の強化を図る。

(1) 各主体の訓練

自主防災組織と市町・消防団・事業所・学校・病院等の協働による避難訓練、救出・救助訓練、負傷者のトリアージ訓練、避難所運営訓練等を実施することにより、「自助」「共助」による地域防災力の向上を図る。

(2) 実動訓練

警察・消防・自衛隊等と連携し、救出・救助訓練、消火訓練、負傷者の搬送訓練、緊急物資の輸送訓練等を実施することにより、「公助」との連携による地域の救援体制を整備する。

現在の感染状況下での災害対応に備え、市町と防災関係機関が連携し、避難所スペースの配分、感染者・濃厚接触者への対応訓練を実施することにより、感染症対策に必要な手順・課題等を確認する。

(3) 本部運営訓練

情報の収集・伝達、対策の立案・調整等、災害対策本部の活動の基本的事項に主眼を置いた図上訓練を実施することにより、県・市町等の災害対策本部機能を一層強化する。

3 構成

訓練名称	日程
各主体の訓練	8月30日（火）～9月5日（月）
静岡県・島田市・牧之原市・吉田町・川根本町総合防災訓練	9月4日（日）
静岡県総合防災訓練（本部運営訓練）	8月30日（火）

4 各主体の訓練

市町及び自主防災組織、消防団、防災関係機関等は、別紙1「令和4年度静岡県総合防災訓練 訓練事例一覧」を参考に、担当業務や地域特性に合った効果的な防災訓練を計画、実施する。

(1) 日時

8月30日（火）から9月5日（月）の防災週間を中心に実施

(2) 内容

市町及び自主防災組織・事業所・学校・防災関係機関等が定める計画による。

(3) 留意事項

ア 訓練の状況設定については、東日本大震災等の既往災害や第4次地震被害想定等を踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪の事態を想定して作成すること。

イ 防災アプリ「静岡県防災」など、デジタル技術を活用した訓練を実施すること。

ウ 訓練会場、訓練項目など区分ごとに安全管理者を指定し、事故防止に努めるとともに、参加者の安全を第一に感染症対策を徹底すること。

エ 熱中症予防のため、水分補給や、屋外で人と十分な距離が確保できる場合にマスクを外すこと等に配慮すること。

また、熱中症警戒アラートが発表されるなど危険が高い場合は、身体的な負担が大きい訓練や住民が参加する屋外訓練を原則として中止するなど、訓練を縮小すること。

5 静岡県・島田市・牧之原市・吉田町・川根本町総合防災訓練

県、島田市、牧之原市、吉田町及び川根本町は防災関係機関と連携し、実動訓練を実施する。

(1) 日時

令和4年9月4日（日）午前8時から正午までの間

(2) 場所

島田市、牧之原市、吉田町、川根本町、富士山静岡空港等

(3) 参加機関

県、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町、自主防災組織、警察本部（署）、各消防本部、自衛隊、在日米軍、国出先機関、医療救護機関、ライフライン機関等

(4) テーマ

大井川流域・沿岸地域の協力・連携
～ 減災への更なるステップ ～

(5) 重点

共通 新型コロナウイルス感染症流行下の災害を想定した各種活動の訓練

- ・ 防災関係機関と密接に連携した実動能力の確認
- ・ 救護所・救護病院と災害拠点病院等が連携した医療救護体制の確立
- ・ 津波想定地域及び孤立予想地域からの住民・滞留者等の避難誘導・受入れ
- ・ 多様なニーズに合わせた避難所の開設・運営
- ・ 物資の各輸送拠点等から避難所・孤立集落までの円滑な輸送・配送・受入れ
- ・ 地域特性を踏まえた防災資源の活用
- ・ 自主防災組織、消防団、事業所等の協働
- ・ 将来の地域防災力を担う次世代の積極的な参画

6 静岡県総合防災訓練（本部運営訓練）

県は、市町及び防災関係機関等と連携し、災害対策本部・方面本部の運営に関する図上訓練を実施する。

(1) 日時

令和4年8月30日(火) 午前8時30分から正午までの間
日程は調整中

(2) 場所

県庁別館5階危機管理センター等

(3) 参加機関

県、警察本部、市町、消防本部、自衛隊、海上保安庁、国出先機関、ライフライン関係機関等

(4) 訓練内容

- ア 災害対策本部・方面本部の運営
- イ 本部員会議・方面本部員会議の開催
- ウ ふじのくに防災情報共有システム等を活用した情報の収集・伝達
- エ 安否不明者等の氏名公表に向けた確認情報のとりまとめ作業の確認
- オ その他

(5) その他

詳細は「令和4年度静岡県総合防災訓練(本部運営訓練)実施要領」(別途通知)による。

7 感染症拡大防止への配慮

感染症拡大防止を徹底するとともに、防災アプリやデジタル技術なども活用しながら、可能な限り訓練を実施するよう努めるものとする。ただし、参加者の安全確保を最優先に考え、必要があれば、訓練の延期や中止について検討するものとする。

会場型訓練を実施する際には、マスクの着用や手指の消毒等、基本的な感染症防止対策を徹底するなど、感染防止に配慮する。

8 中止対応

(1) 県内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合、各訓練主体は、住民の安全確保を最優先して適切な状況判断により、訓練の全部又は一部を中止することとする。

(2) 訓練を中止する概ねの基準は、別紙2「令和4年度静岡県総合防災訓練中止基準」のとおりとする。

県が訓練を中止する場合は、防災行政無線全県一斉FAX等により周知する。

令和 4 年度静岡県総合防災訓練 訓練事例一覧

実施主体	訓 練 事 例
住民（各家庭）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「家庭内 DIG」の実施、「家庭内対策（自助）チェックリスト」による家庭内対策の具体的検証 ・ 防災アプリ「静岡県防災」を活用しての、津波等による浸水状況が確認できる危険度体験や避難経路や時間を記録できる避難トレーニング等の実施 ・ 自宅所在地の被害想定等の確認（沿岸部の場合、想定される津波の高さや到達時間など） ・ 自宅の耐震化、ブロック塀の転倒防止、家具・家電の固定、ガラス飛散防止措置等の安全対策の確認・実施 ・ 水・食料（7日分程度）、生活必需品、非常電源（乾電池等）、常備薬など備蓄品の点検・整備 ・ 電話不通時の家族の安否確認方法（災害用伝言ダイヤル等）や集合場所（指定避難所等）の確認 ・ 市町等の防災情報メールサービスへの登録、「黄色いハンカチ」の用意など、災害時の情報収集・伝達手段の確保 ・ 消火器・消火剤の使用期限等の確認 ・ 津波・山がけ崩れに備えて、海拔表示、最寄りの指定緊急避難場所、避難ルート確認 ・ 夜間の災害発生を想定した照明具、避難ルートの確認 ・ 地域の自主防災組織が実施する防災訓練への参加
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の危険箇所等の把握、地域の防災対策の理解・検討 ・ 「自主防災組織本部運営マニュアル」を活用した自主防災組織本部の開設・運営訓練 ・ 津波・山がけ崩れからの避難訓練（「率先避難者」による避難誘導を含む）と早い段階での自主避難の検討 ・ 高齢者・障害者等の避難行動要支援者名簿の作成と避難支援の検討 ・ 被害情報の収集、市町本部への報告（防災無線を活用） ・ 防災資機材の点検と取扱い訓練 ・ 避難所開設訓練 ・ 被災後も在宅で暮らす住民の状況把握及び生活・物資支援等の訓練 ・ その他、地域の特性に応じた訓練

<p>一般事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の災害対策本部の開設・運営訓練 ・ 従業員の安全確保訓練、家族を含めた安否確認訓練 ・ 機器の緊急停止・初期消火等、災害の拡大防止訓練 ・ 危険物施設の安全確認訓練（ガスボンベ・薬品庫等） ・ 備品の転倒防止措置の確認（スチール棚・ロッカー等） ・ 従業員の避難誘導訓練 ・ 帰宅困難者対策の検討（水・食料の備蓄等） ・ 事業継続計画（BCP）に基づく生産ライン・情報システムの早期復旧訓練 ・ その他、事業所の特性に応じた防災訓練
<p>デパート 旅館・ホテル 観光施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者・宿泊者・従業員の安全確保訓練 ・ 初期消火等、災害の拡大防止訓練 ・ 利用者・宿泊者の避難誘導訓練（冷静な行動を呼び掛け） ・ 負傷者の応急救護・搬送訓練 ・ 被災状況の報告先・報告手順の確認
<p>病院 社会福祉施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者・入所者・従業員の安全確保訓練 ・ 初期消火等、災害の拡大防止訓練 ・ 患者・入所者の避難誘導及び安否確認訓練 ・ 負傷者の救護・トリアージ・搬送訓練 ・ 福祉避難所の運営訓練 ・ 被災状況の報告先・報告手順の確認
<p>学校</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒・職員の安全確保訓練 ・ 初期消火等、災害の拡大防止訓練 ・ 児童・生徒の避難誘導及び安否確認訓練 ・ 負傷者の応急救護・搬送訓練 ・ 通学路での危険箇所や避難場所の確認
<p>防災関係機関 (ライフライン 機関を含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の安全確保訓練（列車の緊急停止・ガス供給停止等） ・ 施設・設備の被害情報の収集・伝達訓練 ・ 防災拠点の機能確保訓練（発電機車・移動基地局の設置等） ・ 県外からの応援要員・資機材の受入れ訓練 ・ 施設・設備の応急復旧訓練 ・ 航空機・船舶・車両・輸送用資機材等の機動力を活用した訓練 ・ 他機関・応援部隊との共同作業を想定した訓練 ・ その他、各機関の防災業務に応じた訓練

市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部の設置・運営訓練 ・ 県・関係機関等との情報伝達訓練 ・ 住民への防災情報の伝達訓練（同報無線、携帯メール、コミュニティFM放送、エリアメール等） ・ 道路被害状況の把握、緊急輸送ルートの確保訓練 ・ 臨時ヘリポートの開設、ヘリコプターの着陸誘導訓練 ・ 感染症を踏まえた避難所の設置訓練（在宅被災者の支援を含む） ・ 救護所・救護病院の開設・運営訓練（トリアージ等） ・ 物資集積所・遺体安置所・ボランティア本部の開設・運営 ・ 被災建物の応急危険度判定訓練
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部・方面本部の設置・運営訓練 ・ 国・市町・関係機関との情報伝達訓練 ・ 航空搬送拠点・広域物資輸送拠点の開設・運営訓練 ・ 衛星通信用移動中継車・可搬型衛星地球局等による通信確保訓練 ・ 富士山静岡空港（大規模な広域防災拠点）を活用した訓練 ・ 被災建物の応急危険度判定の支援調整訓練 ・ 災害発生後の余震、降雨等気象に関する情報の県民への提供（広報）訓練

令和4年度静岡県総合防災訓練中止基準

1 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

県	中止
市町	中止

2 県内に気象・高潮・波浪に関する特別警報が発表された場合
県内で震度5弱以上の地震が発生した場合
静岡県に津波警報が発表された場合

県	中止	
市町	沿岸市町・該各市町	中止
	その他	状況により中止

3 県内に気象警報が発表された場合
県内で震度4の地震が発生した場合
静岡県に津波注意報が発表された場合

県	状況により中止	
市町	沿岸市町・該各市町	状況により中止
	その他	実施

4 訓練地を含む地域に雷注意報が発表された場合
県内に竜巻注意情報が発表された場合

県	屋外訓練について状況により中止	
市町	該各市町	屋外訓練について状況により中止
	その他	実施

5 伊豆東部火山群の活動に異常が認められる場合

県	状況により中止	
市町	賀茂・東部管内市町	状況により中止
	その他	実施

6 富士山の火山活動に異常が認められる場合

県	状況により中止	
市町	東部管内市町	状況により中止
	その他	実施

7 新型コロナウイルス感染症の状況

ア 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が県内に適用された場合

県	中止
市町	中止

イ 県内の感染状況(※)により、中止することが必要と判断される場合

県	状況により中止
市町	状況により中止

※ 法に基づく感染症拡大防止対策が当該市町に適用された場合や
訓練に影響を及ぼすと考えられるクラスターが発生した場合等

8 その他、中止することが必要と判断される事象が生じた場合

県	状況により中止
市町	状況により中止